

京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、葬祭場の建築等に関し、必要な指導内容を定め、関係者が相互の立場を尊重し、誠意をもって協力するよう努めることにより、紛争を未然に防止し、良好な市街地の環境の保全及び形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語は、次項に定めるもののほか、建築基準法及び建築基準法施行令において使用する用語の例による。

2 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場 業として葬儀を行うことを目的とした集会場をいう。
- (2) 小規模葬祭場 葬祭場のうち、葬祭場の用途に供する部分の床面積の合計が、100平方メートル以下のものをいう。
- (3) 葬祭場の建築等 葬祭場を新築し、増築し、改築し、若しくは移転し、又は建築物の用途を変更して葬祭場とすることをいう。
- (4) 事業主 葬祭場の建築等又は管理運営をしようとする者をいう。
- (5) 周辺関係住民等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 葬祭場の敷地境界線からの水平距離が100メートルの範囲内にある土地の所有者並びに建築物の所有者及び占有者

イ アに規定する範囲内に居住する構成員を有する町内会、自治会又は商店会の代表者

- (6) 関係者 事業主及び周辺関係住民等をいう。

(事業主の責務)

第3条 事業主は、葬祭場の建築等及び管理運営に当たっては、周辺関係住民等に対して誠意を持って対応するとともに、周辺地域の市街地の環境に十分に配慮するよう努めること。

(周辺関係住民等の責務)

第4条 周辺関係住民等は、事業主から葬祭場の建築等に伴い、その計画内容等について事前の説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めること。

(事前協議)

第5条 事業主は、葬祭場の建築等をしようとするときには、次条に定める標識の設置をする前に、事前申出書（第1号様式）に次に掲げる図書を添付して市長に提出し、当該建築等の計画の概要及びこの要綱に定める事項について協議すること。

- (1) 葬祭場設置計画概要書（第2号様式）

- (2) 付近見取図
- (3) 配置図, 各階平面図, 立面図及び断面図
- (4) その他市長が必要と認める図書

(標識の設置)

第6条 事業主は、葬祭場の建築等の計画の概要を周辺関係住民等に周知させるため、京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例(以下「中高層条例」という。)第11条第1項各号に掲げる日のうち最も早い日の60日前までに、当該建築計画の概要を記載した標識を設置すること。ただし、中高層条例第11条第1項の規定に基づく標識の設置が同項同各号に掲げる日のうち最も早い日の60日前までに行われる場合は、この限りではない。

(周辺関係住民等への説明等)

第7条 事業主は、前条の規定により標識(中高層条例第11条第1項に基づく標識を同項各号に掲げる日のうち最も早い日の60日前までに行う場合は、当該標識)を設置した日から10日以内に、周辺関係住民等に対し、建築計画について、その内容及び次に掲げる事項を説明し、周辺関係住民等の理解を得るよう努めること。

- (1) 葬祭場の規模、構造並びに敷地の形態及び面積
 - (2) 敷地内における葬祭場の位置並びに第2条第2項第5号アに規定する土地及び建築物の位置
 - (3) 葬祭場の工事の予定期間及び工法並びに工事による騒音、振動、粉じん等の発生を防止し、又は被害を軽減するために講じる措置の内容
 - (4) 第9条及び第10条の規定により講じる措置の内容
 - (5) 前2号に掲げるもののほか良好な市街地の環境の保全及び形成を図るために配慮する事項
- 2 事業主は、建築計画について、周辺関係住民等から説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めること。
- 3 事業主は、前2項に定める説明を行ったときは、速やかにその状況を説明状況報告書(第3号様式)により市長に報告すること。

(関係者の協議等)

第8条 関係者は、そのいずれか一方から協議を求められたときは、これに応じるよう努めること。

- 2 関係者は、そのいずれか一方からの求めがあるときは、前項の協議内容について協定を締結し、相互に遵守するように努めること。
- 3 関係者は、葬祭場の建築等によって生じたすべての紛争について、相互の立場を尊重し、誠意をもって自主的に解決するよう努めること。

(建築計画上の措置)

第9条 事業主は、葬祭場の建築等をしようとするときは、その建築等の計画について次の各号に掲げる措置を採るよう努めること。

- (1) 歩行者及び自動車等の通行その他の交通環境に配慮すること。
- (2) 葬祭場の用に供する部分の床面積100平方メートル当たり1台以上の自動車駐車場を、当該葬祭場の敷地内又はその近傍地に設けること。ただし、周辺の交通機関の状況等により支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (3) 霊柩車、マイクロバス等葬儀用車両の発着場所を葬祭場の敷地内に設けること。
- (4) 葬祭場の形態及び意匠を周辺の景観と調和するものとする。
- (5) 隣地境界線から葬祭場（敷地内の工作物を含む。以下、この号において同じ。）の外壁等（外壁に代わる柱の面並びにバルコニー、ベランダ、出窓及び戸袋を含む。工作物にあっては、これらに相当する工作物の外側を含む。以下、この号において同じ。）までの間は、次のとおりとすること。ただし、周辺の良好な市街地の環境を害するおそれがないと認められるときは、この限りではない。

ア 隣地境界線が、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に位置する場合は、当該隣地境界線から葬祭場（ただし、小規模葬祭場を除く。イ及びウにおいて同じ。）の外壁等までの距離を4メートル以上とし、隣地境界線に沿って高木による緑化を行うこと。

イ 隣地境界線が、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域に位置し、かつ、アの用途地域から25メートル以内に位置する場合は、当該隣地境界線から葬祭場の外壁等までの距離を、次の式により算出した距離以上とし、隣地境界線に沿って高木による緑化を行うこと。

$$A = 4 - 0.08 \times B$$

Aは、隣地境界線から葬祭場の外壁等までの距離（単位 メートル）

Bは、アの用途地域から当該隣地境界線までの距離（単位 メートル）

ウ ア及びイ以外の場合は、隣地境界線から葬祭場の外壁等までの距離を2メートル以上とし、隣地境界線に沿って高木による緑化を行うこと。ただし、隣地境界線が商業地域に位置する場合を除く。

エ 小規模葬祭場の場合は、隣地境界線から葬祭場の外壁等までの距離を2メートル以上とし、隣地境界線に沿って高木による緑化を行うこと。ただし、隣地境界線が商業地域に位置する場合を除く。

オ 葬祭場の増築をする場合には、アからエまでの規定は当該増築に係る部分に限り、適用する。

(管理運営上の措置)

第10条 事業主は、葬祭場の管理運営について次の各号に掲げる措置を採るよう努める

こと。

- (1) 供花及び柩は、原則として建物内に設置すること。
- (2) 通夜、告別式等は、葬祭場の敷地内で行うこと。
- (3) 葬祭場から生じる音及びにおい等については、できるだけ周囲に影響のないよう防音及び防臭等に配慮すること。
- (4) 敷地周辺の道路の状況により、交通渋滞等が予測される場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう指示するとともに、事故の防止を行うこと。
- (5) 葬祭場の周辺地域内に商店街等がある場合は、会葬その他により、営業の妨げになる行為等のないこと。
- (6) 敷地内又はその近傍地に周囲の景観を損ねるような広告物等の掲示は行わないこと。
- (7) 施設の管理運営を適切に行うとともに、周辺関係住民等から管理運営についての苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応がとれるよう体制を整えること。

(工事完了の報告)

第11条 事業主は、当該葬祭場の建築等が完了したときは、遅滞なく工事完了報告書（第4号様式）を市長に提出すること。

(計画変更及び事業主変更)

第12条 事業主は、葬祭場の建築等の計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかに変更申出書（第5号様式）を市長に提出し、変更内容並びに変更内容に係る周辺関係住民等への周知及び説明の方法について協議すること。

2 事業主は、葬祭場を譲渡又は賃貸する場合は、この要綱に基づき協定した内容等について、譲受人又は賃借人に継承し、これを遵守させるよう努めること。

(公表)

第13条 市長は、事業主が第5条の規定による協議に応じないとき、第7条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は第9条若しくは第10条の規定による措置を採らないときは、事実の公表等必要な措置を採ることができる。

2 市長は、前項の規定により事実の公表を行う場合において、あらかじめ、公表しようとする者に対し、書面をもって公表しようとする内容及び理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

(委任)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年8月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２１年１２月２８日から実施する。ただし、第８条の改定規定（第５号本文及び同号アにただし書を加える部分並びに同条を第９条とする部分を除く。）は、平成２２年７月１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

第 1 号様式(第 5 条関係)

事前申出書

(あて先) 京都市長		年 月 日	
申出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		申出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	
		電話 ー	

京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱第 5 条の規定により、下記の計画の概要について、事前の申出をします。

葬 祭 場 の 名 称			
事 業 主	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)		
	電話 ー		
設 計 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)		
	電話 ー		
工 事 施 工 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)		
	電話 ー		
敷 地 の 地 名 地 番	京都市 区		
用 途 地 域		防火地域	☐ 防火 ☐ 準防火 ☐ 指定なし
その他の地域又は地区	☐ メートル第 種高度地区 ☐ 風致地区 ☐ 景観地区 ☐ 宅地造成等規制区域		
基 準 建 蔽 率	パーセント	基 準 容 積 率	パーセント
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
※ 受 付 欄			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 基準建蔽率とは敷地に建築可能な建築面積の敷地面積に対する割合を、基準容積率とは敷地に建築可能な延べ面積の敷地面積に対する割合をいいます。

3 ※印のある箇所は記入しないでください。

葬 祭 場 設 置 計 画 概 要 書

1 計画の概要

工 事 種 別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途の変更				
構 造	造	高 さ	メー トル	階 数	地上 階 地下 階
敷 地 面 積	平方メ ートル	建築面積	平方メ ートル	延べ面積	平方メ ートル
		建 蔽 率	パーセ ント	容 積 率	パーセ ント

2 建築計画上及び管理運営上の措置

	項 目	採 っ た 措 置
建 築 計 画 上	交通環境	
	自動車駐車場	
	葬儀用車両の発着場所	
	周辺景観との調和	
	壁面後退及び緑化	
管 理 運 営 上	供花及び檯の設置場所	
	通夜，告別式等の場所	
	防音及び防臭対策	
	交通渋滞及び事故防止 対策	
	商店街等への配慮	
	広告物制限	
	管理運営	

注 該当する□には，レ印を記入してください。

説 明 状 況 報 告 書

（あて先）京都市長	年 月 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー

京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

葬祭場の名称		
敷地の地名地番		京都市 区
説 明 の 内 容	日 時	年 月 日 時 ～ 時
	場 所	
	相 手 方	名
	説 明 者	名
	説 明 概 要	
	意 見	
	回 答	
説 明 資 料	配布したもの	☐ 建築計画概要書 ☐ 配置図 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 日影図 ☐ 工程表 ☐ その他（ ）
	提示したもの	☐ 建築計画概要書 ☐ 配置図 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 日影図 ☐ 工程表 ☐ その他（ ）
※ 受 付 欄		

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※印のある箇所は記入しないでください。

3 「説明の内容」欄に説明の概要を記載し、詳細については議事録を添付してください。

工 事 完 了 報 告 書

(あて先) 京都市長	年 月 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 ー

京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。	
葬 祭 場 の 名 称	
敷地の地名地番	京都市 区
事 業 主	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー
設 計 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー
工 事 施 工 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー
工 事 完 了 日	年 月 日
※ 受 付 欄	

注 ※印のある箇所は記入しないでください。

変 更 申 出 書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 ー

京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱第12条の規定により、下記のとおり申出をします。	
葬 祭 場 の 名 称	
敷 地 の 地 名 地 番	京都市 区
事 業 主	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 ー
設 計 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 ー
工 事 施 工 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 ー
変 更 事 項	
※ 受 付 欄	

注 ※印のある箇所は記入しないでください。